

○建設部長(斎藤多市君)　それとそれの地区の鑑定評価をしておりますので違いますが、平方メートル当たり五万円から六万円前後です。

○議長(岩田博君)　以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君)　この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十六号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)　お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)　御異議なしと認めます。よって議案第十六号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君)　日程第十五議案第十七号昭和五十三年度福生市下水道事業会

計補正予算(第五号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長　斎藤多市君登壇)

○建設部長(斎藤多市君)　御指名によりまして、議案第十七号昭和五十三年度福生市下水道事業会計補正予算第五号につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二十七億七千四百一十円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ十七億一千二百一十九万二千円と定めようとするものでございます。

今回の補正予算の主な内容について御説明いたしますと、下水道使用料のうち、横田飛行場の下水道使用料について、議員各位には大変御心配をいただいたわけでございますが、西住宅については、去る二月一日から開始されました。又、南北住宅及び中央管理地区につきましては、再三にわたる交渉の結果、おかげをもちまして、四月一日から開始される見通しとなっております。したがって、今回の補正予算は、下水道使用料のうち、横田基地分につきまして大幅な減額予算となっております。大変申しわけないと思っております。

ニページからその内容について御説明申し上げます。

歳入の第二款使用料及び手数料につきましては、三千九百二十万円を減額しようとするものでございます。これは下水道使用料金でございます。ただいま御説明申し上げました横田基地分の減額四千二百十万円と、一般家庭分の増額二百九十万円でござります。

第四款都支金につきましては、一千十万円を減額しようとするもので、これは下水道管渠理設に対する補助金で、下水道事業を着手している市町すべてにつきまして約二割の減となっております。

第七款諸収入につきましては、六十五万九千円を減額しようとするものでござります。これは下水道会計に対する預金利子でございます。決算見込みに含めさせ減額をするものでございます。

第八款市債につきまして、七千七百七十万円の追加をしようとするものでござります。内訳といたしましては、公共下水道事業費三千八百六十万円、流域下水道事業債三千九百十万円でござります。

以上締めまして二千七百七十四万一千円の補正でございます。

次に歳入予算について御説明申し上げますと、第一款総務費につきましては、

九百二十九万七千円の減額でございます。主な内訳といたしましては、下水道使用料金の減額に伴います流域下水道の維持管理負担金五百八十五万六千円の減額でございます。

第二款事業費につきましては、三千七百六十八万八千円の追加でございます。主なものは、今回羽村町において旧アサノール付近の羽村第六処理分区の汚水を取り入れるべく、羽村八号幹線を施行するに当たり、福生市の負担が四千四百二十六万円、多摩川上流域下水道の建設事業負担金の追加分三千六百八十五万八千円、下水道管渠工事の減額二十五万五万五千円が主なものでございます。

第四款予備費につきましては、計数整理をいたしまして、三万円の減額をしようとするものでございます。

以上、締めまして二千七百七十四万一千円の追加補正でございます。

次に三ページの第二表地方債補正につきましては、歳入予算に合わせまして、公共下水道事業債及び流域下水道事業債、それぞれの限度額を変更しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、慎重御審議の上、原案御決定賜りますよう

うお願いいたしますして、説明を終わります。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山清君) 一、二点お聞きしたいんですけれども、一つはセページの水洗便所の改造資金、融資利子補給金及び保証協会保証料が百三十万円の減額になっておるわけですが、これはどうしてですかと保証金そのものがなかったのかどうか、それとも当初予定していたところまで融資のものが進まなかったのかどうか、その辺ひとつ。

それから、最終補正になりますのでお聞きしたいんですけれども、そうしますと五ページにかかわる問題なんですけれども、ここで三千九百二十万円の使用料が減額ですが、一般家庭分が約三百九十万円の増額というのと、収入分といいますか、それけ予定よりも使用料が入った形になるわけですが、そうしますとその当初からこの三月末までにとくくろい水洗化を進めようとしておったのか、それで現状はとくくろいにまでいっているのか、その辺ひとつお聞きしたいんです。

○建設部長(斎藤多市君) セページの水洗便所の融資資金の利子補給でございますが、これにつきましては、当初予算の中では百七十九万七千円計上してございまして、五百件

ぐくろいの融資を受けるだろうという想定をしておったわけでございますが、現実には現在六十件ぐくろいございまして、したがってその百三十九万円じゃなくて、四十二万七千円を執行したという形を取っております。

それから五ページでございますが、当初一般分だけを当初予算の中で計上してございまして、六百四十万円ほど計上しておったわけでございますが、現実には、現在大口が八件ほど供用開始をいたしております、それから大口分が大幅に増額になったということで、二百九十万円を今回一般分については補正したということなんです。

○二番(松山清君) 融資の方はわかりました。五百件を予定したというぐくろいで、個々分がかなり大幅で、実際四月以降にはこれは今後もしも利子の内容の改善等いろいろあると思います。その辺は力を入れていただきたいと思っております。

それから最後に、この補正には昨年の初めから横田基地との間でやってきたわけではうけれども、結果的には全部基地の言うように押し切られたという感じがますますおぼえるわけですね、そういう点ではまことに遺憾だと申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十七号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は建設委員会に付託したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（岩田博君） 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分

休憩

午後一時

開議

○副議長（小堺仁七君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言の申し出がありますのでこれを許します。

○企画財政部長（浅見裕康君） お許しをいただきますして、先ほどの竹田議員さんの御質問に対する答弁がまだ不足しておりますので、御説明をいたしたいと思っております。

先ほど固定資産税と都市計画税の補正額につきまして、土地と家屋との間の額に差があるんじゃないかという御指摘ございましたが、その差が開く理由といたしましては、それそれに対します課税の軽減措置に差があるわけでございます。

具体的に申し上げますと、土地分につきましては小規模住宅、あるいは一般の住宅の用地のうち、建物は床面積の十倍まで、こういったことで四分の一ないし二分の一の課税の軽減措置が固定資産税に対してのみあります。それで都市計画税にはございせんものでござい、その結果、固定資産税の総額と都市計画税の総額と、その差が小さくなっていくということでございます。

一方、家屋につきましては、新築の軽減措置が三カ年に限りございすけど、これはこれ以降は全くございません。それに対して固定資産税の総額と都市計画税の総額との間に差が大きくなるというところでございす。したがって、今回の補正の額におきまして、土地と家屋との間に補正額のアンバランスができたというふうなことが、

その原因でございます。

一応補足して申し上げさせていたゞきまして、御答弁にかえさせていたゞきたいと思ひます。

○副議長（小堺仁七君） 以上で発言は終わります。

○副議長（小堺仁七君） 日程第十六議案第十八号昭和五十四年度福生市一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君） 恐縮でございますが、御説明に入ります前に、一カ所議案の訂正をお願い申し上げます。

きのうの朝、本会議の席上で御配付を申し上げました書類なんでございますが、事務局長から本会議の冒頭に諸報告の中で、御報告申し上げたものでございますが、具体的に文書を申し上げますと、昭和五十四年三月七日付の、市長から議長あてに提出申し上げました議案の訂正についてという一枚の紙なんでございます。あるいはお待ちい

ただいていないものもあるかもしれませんが、その裏側の一番最後の右の左側に六十六ページと書いて、「六十六ページ第十一、需用費説明の欄中」と書いてあるんでございますが六十六ページの右側に「目二予防費」とお入れたたゞきでございます。それだけでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、それでは議案第十八号昭和五十四年度福生市一般会計予算案の御説明を申し上げます。

なお、五十四年度市政運営の大綱につきましては、昨日市長から所信の表明を申し上げましたので、私からはその表明と重複しないように配慮しつつ、又本予算案につきましては、毎年度議会におかれましては、予算特別委員会を設置しまして、慎重に審査されるのが慣例でもございますので、その際の理事者の説明ともダブらないように配慮しつつ、御説明を申し上げます。

まず、御説明を申し上げなければならないことは、本予算案を編成するに当たりまして、本市に与えられました予算編成上のいろいろの条件がございます。

まず国の一般会計予算につきましては、御承知のように前年度が二〇・三％という大幅な伸びでございますが、来年度はその半分に近い一二・六％の伸びしかございません。

したがって、国の施策としては、地方行政に影響のある教育行政、福祉行政等、そういったものの中には、特に見るべきものはございまして、関係の皆様の御協力によりまして、御承知のように基地周辺対策関係の予算がやっと伸び率二けた台を確保した程度にとどまっております。ただ、御承知のように、景気対策に直結する公共事業費の方は二・五％の伸びが確保されました結果、市町村に関係のある予算といえますししては、公共下水道の整備費だけが、これだけが二・八・二％と高い伸び率になっているのでございます。

なお、自治省が策定いたしました、全国地方公共団体の財政運営の指針となりますところの、昭和五十四年度の地方財政計画の方はどうなっているかと申し上げますと、国の来年度の予算が御承知のように財政的には戦後最高の三九・六％という借金の財政でございまして、したがって、地方公共団体の財源不足対策につきましても、残念ながら根本的な改革の方途は講じられませんが、依然としてその財源補てんの具体的手段は、前年度の地方財政対策でルール化されました方式を、来年度もそのまま踏襲するということになっております。その結果、地方交付税率の三・三％の引き上げは行わずに、前年度と同じように臨時地方特別交付金と資金運用部

からの地方交付税特別会計からの繰り入れ、この二つの措置を行いますが、来年度地方交付税の伸び率は大変低うございまして、前年度が三・四％でございしたのに対して、来年度計画はその半分に満たない九・二％の伸びにとどまっておりますのでございまして。

それから、もう一つの不足財源の補てん手段でございします建設地方債の増発、この方は前年度に比べまして、去年相当伸びたんでございしますが、さらに二・三％も伸びているでございまして、これにいたしましても地方財源の対策は、前年度と全く同じ方式によりまして、応急的に財源補てんするというところに相なっておりますのでございまして。

一方地方税収入の伸び率は、地方財政計画では前年度が一・四％、来年度が二・六％と若干来年度の方が余計に増収を期待しておりますが、これにいたしましても、こういったいろいろの借金補てん政策、あるいは地方交付税の借り入れ政策等をやりまして、なお国の予算の伸び率が二・六％でございしますが、地方財政計画もやうに一・三％の伸びを確保したということにございまして、前年度の地方財政計画では一・一％と、大変な伸びでございしたんですが、非常に来年度は低うございまして、昭和三

十五年度以降最低の伸び率だと言われております。

次に、東京都の財政事情につきましては、昨日の施政方針において、市長も触れ、又二月二十三日の全員協議会において御報告を申し上げましたとおりでございます。都の予算規模全体といたしましては、前年度当初と初べて一五・二％の減というところに相なっております。

しさいに事業費を見てみますと、前年度の当初予算に比べて、民生局関係の予算では、四八・九％という大幅な減でございます。又、建設局関係の予算では何と六一・七％という減に相なっております。したがしまして、いままでは東京都知事の指導によって市町村に交付されてきました教育、福祉、医療、その他各範囲にわたる都独自の施策に関する補助金は、御承知のように前年度の約半分に削減されているわけでございます。しかも、今回削減されました各種の補助金は、きょうの一般質問でも御指摘がありましたように、いふれも制度としてすでに定着してしまっております。知事がかりつても関係者は当然継続を期待しているものばかりでございますので、原則としては都に補助金を強く要求していくんだと、こういう基本姿勢に立って予算を編成しましたことは、きょうの市長の施政方針によってすでに御承知のとおり

でございます。

さて、このような状況のもとで編成いたしましたのが福生市の昭和五十四年度一般会計予算案は、歳入歳出とも総額八十三億九千五百三十一万八千円でございまして、この額を前年度の当初予算の額と比較いたしますると一八・二％の伸びに相なっております。御参考のためにもう一度申し上げますと、国の一般会計予算の伸びが一三・六％、それから自治省で策定いたしました地方財政計画の伸びが一三・〇％、都の一般会計予算の方は逆に一五・二％の減、わが福生市の当初予算が一八・二％の伸びということになっております。

なお、一般会計の当初予算の規模が八十億円の大口に乗りましたのは、もちろん福生市では初めてのことでございます。おかげをもちまして、前年度と同様に、主として防衛予算の確保と、経常経費の圧縮とによりまして、特に今回は最大限の積極予算を編成するよう努力した次第でございます。

なお、予算案の内容につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、毎年度予算特別委員会を設置され、慎重に審査していただくのが慣例でございますので、本予算案の費目別の御説明はその際に譲らせていただきます。本席では歳入歳出

予算中、特に重要な事項について、二御説明を申し上げておきたいと存じます。

まずその第一は、歳入予算の中核をなしまする市税収入の問題でございます。第一款の市税収入の予算計上額は三十六億一千三百八十五万一千円でございます。このたびはこれまでの議会の御批判にもこたえるべく、いっばいに収入の見積もりを努力いたしました結果、前年度当初予算においては、市税収入の前年度当初対比の伸び率が一三・九％でございます。今回は、それよりもさらに高く一九・二％の伸び率と相なっているでございます。予算全体の伸び率は一八・二％でございますから、市税収入の伸び率はそれを一％上回っているわけでございます。

御参考のために申し上げますと、国の予算の国税収入の前年度当初対比の伸び率は、前年度が十三カ月予算でありました関係から、来年度は国の税金の収入の伸び率はわが国に二・二％、地方財政計画のうちの市町村税収入の伸び率は二・二％、都の予算における都税収入の伸び率は七・五％、わが福生市の市税収入の伸び率は一九・二％ということでございます。

なお、この機会に来年度予定されておりまする市町村税改革の内容を、簡単に申し上げておきますと四点ございます。

第一点は個人住民税の減税でございます。新年度から生活保護費が平均八・三％増額されます。その関係で、生活保護費との比較において、個人住民税最低限を引き上げなければならぬという問題が起りました。その結果、個人住民税の基礎控除、配偶者控除、扶養控除等各種の控除額を、それぞれ一万円ずつ引き上げようとするものでございまして、これに伴いまする福生市の減収予想額は、一千八百九十六万円と算定されております。

第二点は、先ほどとも問題になりました固定資産税の改正でございます。

御承知のように、昭和五十四年度は、三年に一回実施いたしまする土地家屋評価が之の基準年度に当たるのでございますが、評価が之による急激な税の増徴を避けまするために、従来とおり、一年度間には最高三割までしか上げないという、負担調整率というものを来年度以降も設けずるとともに、なお、御承知かと思いますが、農地の宅地並み課税につきましても、対象農地の範囲は拡大しないで、現行の制度をさらに三年間継続させるということになりまして、したがいまして、三大都市圏における新農地の宅地並み課税は、見送られることに相なっております。また、建坪百平方メートル以下の新築小規模住

宅に対する二分の一負担軽減制度というのがあるのですが、これも来年度も延長になりまして、これらの措置に伴い、固定資産税及び都市計画税は、全部で減収要素を三つまとめると一億五千万円にもなります。しかし、その反面、来年度は評価がえがございまして、もう一つすでに御議決をいただきました都市計画税の税率が、従来で百分の〇・二でございましたものが、百分の〇・三に五十三年度から改正されたというところがございまして、その関係で五十三年度の当初予算の都市計画税は百分の〇・二で計算してあります関係から、当初予算同士で比較いたしますと、固定資産税で二四・九％の増収、都市計画税では六六・三％の増収を期待できるものでございます。

第三点は、軽自動車税の標準税率の一〇％引き上げでございまして、これに伴う増収予想額は九十七万七千円でございます。

第四点が、六月一日からがス免税点を、現行の六千円から七千円へ引き上げるという問題がございまして、これに伴う減収予想額が二十三万三千円と算定されております。

なお、以上申し上げました市町村の税制改正は、ただいま国会で審議中でございますが、新年度を間近に控えていることでもございしますので、関係の法律案が国会を通

過し次第、全国的に速やかに実施しなければならぬということがございます。本市におきまして、法律案が成立し次第、関係条例を改正しなければならぬわけでございますが、例年の例から見まして、時期的に専決処分に追いつかぬのではないか、ただいま憂慮している次第でございます。

次に、歳出予算のうちで全費目に関連する統論的な問題としては、人件費の問題がございまして、と申しましたが、これから都内の市町村は相協力して、強力な補助金復活運動を東京都に対して展開していかねばならないという当面する特殊事情も考慮いたしまして、来年度の人件費予算においては、期末勤動手当は前年度の支給実績が六、四ヵ月分でありましたものを、この当初予算では、国家公務員並みの四、九ヵ月分に抑えてございます。去年の人件費予算と比べますと、そういう違いがございまして、それからそのかわりにベースアップの原資は、いままで当初予算では全然見込んでおりませんでしたものを、来年度は三％見込んだという人件費の予算計上の上での若干の方針の変更がございまして、

したがって、金額にいたしますと約五千万円、前年度と比べて予算の計上の仕方が減ったということがございますが、御参考のために、自治省が策定いたしました

基本財政計画との比較におきまして、人件費の問題を一言御説明申し上げておきたいのでございます。

人件費の面から見ました来年度地方財政計画の特徴は、もちろん職員の人件費はございさるだけ抑えまして、その反面、景気浮揚のために借金をしてでも建設事業はございさるだけやすというのが、自治省が策定いたしております地方財政計画の特徴でございます。その方針のもとに策定された地方財政計画の総額の中に占める人件費の割合は二八・六％と公表されております。

歳出総額の中に占める人件費の割合が三〇％を割ったというところは、ここ二十数年の間で二度目たそうでございます。この現象は低成長経済界においてはもちろん当然なことではございますが、福生市の当初予算案の中に占める人件費の割合を計算してみますと、福生市の場合二〇・六％でございます。結局、自治省が策定した地方財政計画の中に占める人件費の割合は二八・六％、福生市の来年度当初予算案の中に占める人件費の割合は二〇・六％ということになりまして、おかげをもちまして、予算案の中に占める人件費の割合は、地方財政計画の人件費の割合よりも、さらに八％低くなっております次第でございます。

以上で、昭和五十四年度一般会計予算案の本席での御説明を終わらせていただきます。内容につきましては、さうに御審査をいただき、願わくは、原案とおり御可決御決定あらんことをお願い申し上げて、予算の説明を終わらせていただきます。

○副議長（小堺仁七君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） 以上で質疑を終わります。

○十番（指田保雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十八号については、委員二十一名をもって構成する昭和五十四年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は委員二十一名をもって構成する昭和五十四年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託審査せしめられたい